

事業系一般廃棄物の正しい分け方・出し方

(会社・店舗・事務所・飲食店・公共施設等)

事業系ごみは、自ら処理するか、市の許可業者に収集を依頼してください。

※産業廃棄物は回収できません。産業廃棄物協会(098-878-9360)にご相談ください

燃えるごみ

対象となるもの

- 生ごみ(野菜くず、茶かす、残飯、貝殻など)
- プラスチック類
(ビニール袋、ビデオテープ、CDやケースなど)
- 紙くず(ティッシュ、*資源化できない紙類)
*写真、紙コップ、油紙、カーボン紙、
感熱紙、ノンカーボン紙、防水加工紙など
- その他(衣類、革類、ゴム類、
少量の木の枝、葉など)



出し方



※透明か半透明の袋に入れ、
口を閉じて出してください。

燃えないごみ

対象となるもの

- 金属類(なべ、フライパン、やかん、傘、ハンガーなど)
- ガラス・びん類(ガラスコップ、鏡、化粧品のびん、
油びんなど)
- 陶器類(茶碗、皿、土鍋など)
*プラスチック製品は燃えるごみへ



出し方

★指定されたごみの種別・
品目ごとに分けて
出してください。
(分け方は許可業者に
問い合わせてください)

※透明か半透明の袋に入れ、
口を閉じて出してください。



回収できる資源ごみ

対象となるもの

- びん類**
 - ジュース、コーラ
 - 泡盛、ビール、ワイン、ウイスキー
 - ドリンク剤、調味料、薬など
- 缶類**
 - ジュース、コーラ
 - 缶詰の容器
 - お菓子缶、ミルク缶など
- ペットボトル**
 - ジュース、コーラ
 - 酒、みりん、醤油など

このマークが
ついたもの→



出し方

★生ごみ・食べ物の残り、たばこの吸い殻等
他のごみは絶対に混入しないでください。

★ふたとラベルを外して出してください。

★中身が残らないよう、水で軽くすすいでください。

★びん、缶詰、お菓子缶等の金属製のふたは
燃えないごみへ出してください。

※かご、バケツ等にまとめて出さず、袋に入れて
出してください。(許可業者と調整してください)



回収できない
資源ごみ

紙類

- 新聞・チラシ類
- ダンボール
- 本・雑誌類
- 紙パック



資源化可能な古紙類はクリーンセンターに搬入
できませんので、各自で古紙回収業者とご契約
ください。再資源化にご協力をお願いします。

市で回収できないごみ

適正処理困難一般廃棄物

●処理業者へ回収をお願いしてください。



その他危険性
のある廃棄物



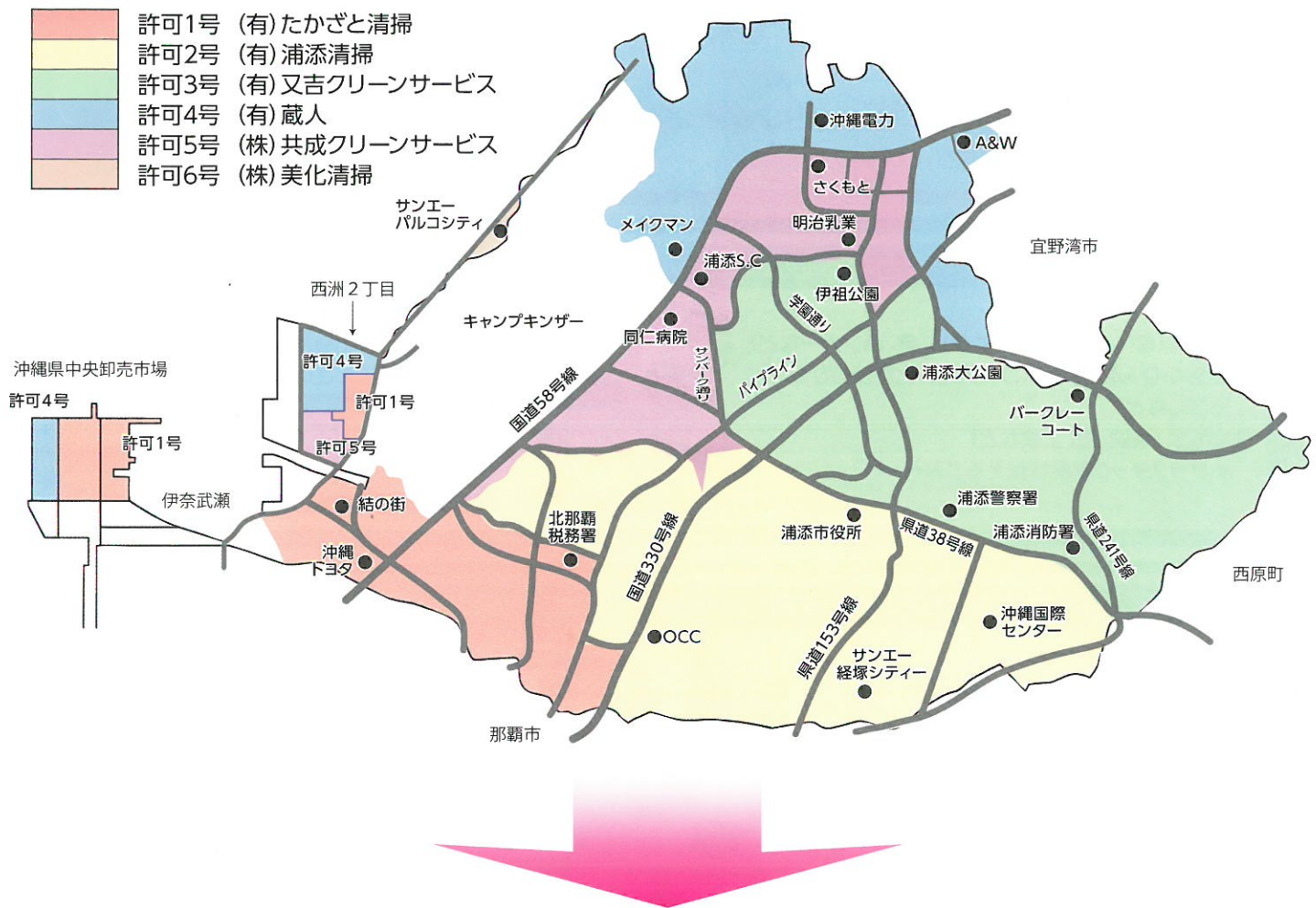
発行/浦添市役所 環境保全課 ☎876-1250 (直通)

※その他詳細につきましては、市のホームページでもご確認ください。

令和4年6月発行

事業系ごみ収集区域図

★浦添市では、事業系ごみの収集運搬は許可業者による地区割り制度となっております（一部の公共施設を除く）。
市全域の分割図は下記のとおりです。



★会社、店舗、事務所、飲食店、その他公共施設等から出るごみは自ら処理するか、市の許可業者と直接契約をしてください。

収集運搬業許可業者名

許可1号	(有) たかざと清掃	☎995-9175
許可2号	(有) 浦添清掃	☎874-5383
許可3号	(有) 又吉クリーンサービス	☎879-7767
許可4号	(有) 蔵人	☎879-3594
許可5号	(株) 共成クリーンサービス	☎874-2457
許可6号	(株) 美化清掃	☎875-2667

●事業系ごみの収集・運搬は許可業者にご連絡ください。
地区担当が不明な場合は、
浦添市環境保全課 (☎876-1250) までご連絡ください。